

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、王寺町長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成二十七年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（王寺町都市計画図修正及び総合計画の作成）
- 二 測量の地域 王寺町全域（七平方キロメートル）
- 三 測量の終了年月日 平成二十七年三月二十七日